一般社団法人

人間中心社会共創機構

定　款

一般社団法人人間中心社会共創機構　定款

第１章 総 則

（名 称）

第１条 当法人は、一般社団法人人間中心社会共創機構と称し、英文名称を Human Centered Society Co-Creation Organization とする。

（主たる事務所の所在地）

第２条 当法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

（目 的）

第３条 当法人は、人間中心社会の構築を支援し、情報化社会の発展、経済活動の活性化、ゆとりある社会の実現、さまざまな人々や地球環境との共生など、人間中心の社会の実現に寄与することを目的とする。

２　当法人は、前項の目的を達成するため、以下の事業を行う。

① 人間中心デザイン（Human Centered Design（以下、「ＨＣＤ」という。）に関する検定その他の人材育成及び組織改革支援事業

② ＨＣＤに関する調査・研究事業

③ ＨＣＤに関する商品・サービスの設計・開発・評価・分析事業

④ ＨＣＤの有効な指標の開発とそれに基づく認定・認証事業

⑤ ＨＣＤに関する普及・啓発事業

⑥ ＨＣＤに関する相談事業

⑦ その他当法人の目的を達成するために必要な一切の事業

（公告方法）

第４条 当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

（機 関）

第５条 当法人は、当法人の機関として社員総会及び理事以外に理事会及び監事を置く。

第２章 社 員 及び 会 員

（社員及び会員）

第６条 当法人は次項の社員と第３項の会員で構成する。

２ 当法人の目的に賛同し入社した個人又は法人を、社員とする。

３ 当法人の会員は以下の４種とする。

① 正会員 製品、システム、サービスに係わる事業を営む法人及び個人並びにこれらの者を構成員とする団体

② 賛助会員 正会員に該当しないもので、当法人の目的に賛同し、その事業に協力しようとする法人及びこれらの者を構成員とする団体

③ 個人会員 当法人の目的に賛同し、その事業に協力する個人

④ 学術会員 ＨＣＤの学術研究を行う大学、高等専門学校、専修学校、研究機関に属する個人

４ 社員となるには、当法人所定の申込様式による申込みをし、社員総会の承認を得るものとする。

５ 会員となるには、会員規定の定めるところによる。

（社員の基金拠出義務等）

第７条 社員は、社員総会で定める基金を拠出しなければならない。

２ 会員は、理事会で別に定める入会金及び会費を支払わなければならない。

（社員名簿）

第８条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

２ 当法人の社員に対する通知又は催告は、社員名簿に記載した住所又は社員が当法人に通知した居所にあてて行うものとする。

（社員の資格喪失）

第９条 社員は、次に掲げる事由によって資格を喪失する。

① 社員本人の退社の申し出。ただし、退社の申し出は、１か月前にするものとするが、やむを得ない事由があるときは、いつでも退社することができる。

② 死亡若しくは社員である法人又は団体の解散

③ 総社員の同意

④ 除名

２ 社員の除名は、正当な事由があるときに限り、社員総会の決議によってすることができる。この場合は、法人法第３０条及び第４９条第２項第１号の定めるところによるものとする。

第３章　　社員総会

（構成）

第 10 条　社員総会は、すべての社員をもって構成する。

（権 限）

第 11 条　社員総会は、次の事項について決議する。

① 社員の除名

② 理事及び監事の選任又は解任

③ 理事及び監事の報酬等の額

④ 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認

⑤ 定款の変更

⑥ 解散及び残余財産の処分

⑦ その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

（招 集）

第 12 条 当法人の定時社員総会は、毎事業年度末日の翌日から２か月以内に招集し、臨時社員総会は、必要に応じて招集する。

２　社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、理事会の決議に基づき理事長がこれを招集する。理事長に事故又は支障があるときは、副理事長がこれを招集する。

３　社員総会を招集するには、会日より１週間前までに、社員に対して招集通知を発するものとする。

（招集手続の省略）

第 13 条 社員総会は、社員全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

（議 長）

第 14 条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故又は支障があるときは、副理事長がこれに代わるものとする。

（議決権）

第 15 条　社員総会における議決権は、社員１名につき１個とする。

（決議の方法）

第 16 条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

（社員総会の決議の省略）

第 17 条 社員総会の決議の目的たる事項について、理事又は社員から提案があった場合において、その提案に社員の全員が書面によって同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

（議決権の代理行使）

第 18 条 社員は、当法人の社員を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、社員総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

（社員総会議事録）

第 19 条 社員総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、議事録作成者が署名又は記名押印して、１０年間、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

第４章 理事、監事及び代表理事

（理事の員数）

第 20 条 当法人の理事の員数は、３名以上とする。

（理事の資格）

第 21 条 当法人の理事は、当法人の社員の中から選任する。

２ 前項の規定にかかわらず、必要がある場合には、社員以外の者から選任することを妨げない。

（監事の員数）

第 22 条 当法人の監事の員数は、１名以上とする。

（理事及び監事の選任の方法）

第 23 条 当法人の理事及び監事の選任は、社員総会において総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

（代表理事等）

第 24 条 理事のうち、１名を代表理事とし、理事会の決議によって選任する。

２　代表理事は、理事長とし、当法人を代表し、会務を総理する。

３ 代表理事以外の理事のうち、２名を副理事長とし、理事会の決議によって選任する。

４　副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるときは、理事会の決議によりその職務を代行し、理事長が欠けたときはその職務を行う。

（理事及び監事の任期）

第 25 条 理事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

２　監事の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

３　任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

４ 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

（報酬等）

第 26 条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受け取る財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第５章 理事会

（構 成）

第 27 条 理事会は、すべての理事をもって構成し、理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

（権 限）

第 28 条　理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

①業務執行の決定

②理事の職務の執行の監督

③理事長及び副理事長の解任

④社員総会の開催の日時及び場所並びに社員総会の目的である事項の決定

⑤規定等規則の制定、変更及び廃止

２　理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

① 重要な財産の処分及び譲受け

② 多額の借財

③ 重要な使用人の選任及び解任

④ 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止

⑤ 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法令で定める体制の整備

（招 集）

第 29 条 理事会は、理事長がこれを招集し、会日の１週間前までに各理事及び各監事に対して招集の通知を発するものとする。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

２ 理事長に事故又は支障があるときは、副理事長がこれを招集する。

（招集手続の省略）

第 30 条 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

（議 長）

第 31 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故又は支障があるときは、副理事長がこれに代わるものとする。

（理事会の決議）

第 32 条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

（理事会の決議の省略）

第 33 条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案に異議を述べた場合を除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

（職務の執行状況の報告）

第 34 条 理事長及び副理事長は、３か月に１回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告するものとする。

（理事会議事録）

第 35 条 理事会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、出席した理事及び監事がこれに署名又は記名押印し、１０年間、主たる事務所に備え置くものとする。

第６章 計 算

（事業年度）

第 36 条 当法人の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月３１日までの年１期とする。

（計算書類等の定時社員総会への提出等）

第 37 条 理事長は、毎事業年度、法人法第１２４条第１項の監査を受け、かつ同条第３項の理事会の承認を受けた計算書類（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告書並びにこれらの附属明細書を定時社員総会に提出しなければならない。

２ 前項の場合、計算書類及びその附属明細書については社員総会の承認を受け、事業報告書及びその附属明細書については理事がその内容を定時社員総会に報告しなければならない。

（計算書類等の備置き）

第 38 条 当法人は、各事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告書並びにこれらの附属明細書（監事の監査報告書を含む。）を、定時社員総会の日の２週間前の日から５年間、主たる事務所に備え置くものとする。

（剰余金の不配当）

第 39 条 当法人は、剰余金の配当はしないものとする。

第７章 基 金

（基金の募集）

第 40 条 当法人は、社員又は第三者に対し、法人法第１３１条に規定する基金の拠出に関する募集をすることができる。

（基金の取扱い）

第 41 条 基金の募集、割当て、払込み等の手続、基金の管理及び基金の返還等の取扱いについては、社員総会の決議により別に定める基金取扱規定によるものとする。

（基金の拠出者の権利）

第 42 条 拠出された基金は、前条の基金取扱規定において定める日までその返還を請求する

ことができない。

（基金の返還手続）

第 43 条 基金拠出者に返還する基金の総額については、定時社員総会の決議に基づき、法人法第１４１条第２項に規定する限度額の範囲で行うものとし、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項については基金取扱規定による。

第８章 解散及び清算

（解散の事由）

第 44 条 当法人は、次に掲げる事由によって解散するものとする。

① 社員総会の決議

② 社員が欠けたこと

③ 合併（合併により当法人が消滅する場合に限る）

④ 破産手続開始の決定

⑤ 裁判所の解散命令

（残余財産の帰属）

第 45 条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第５条第１７号に掲げる法人又は国又は地方公共団体に贈与するものとする。

第９章 事務局

（事務局）

第 46 条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

２ 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

３ 事務局長及び重要な職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。

４ 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第１０章 附 則

（設立時社員の氏名又は名称及び住所）

第 47 条 設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

住所　　神奈川県横浜市都筑区中川一丁目４番１号

設立時社員　株式会社 U’eyes Design

住所　　東京都豊島区千早四丁目６番１７号　ヒルズ千早町　１０１号

設立時社員　早川　誠二

（設立時の役員）

第 48 条 当法人の設立時理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事　　山里　慈子

設立時理事　　田平　博嗣

設立時理事　　鱗原　晴彦

設立時監事　　篠原　稔和

（設立時の代表理事）

第 49 条 当法人の設立時代表理事は、次のとおりとする。

住所　　神奈川県横浜市旭区今宿一丁目６６番２１号

設立時代表理事　　鱗原　晴彦

（最初の事業年度）

第 50 条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和５年３月３１日までとする。

（主たる事務所の所在場所）

第 51 条　当法人の設立時の主たる事務所の所在場所は次のとおりとする。

主たる事務所　　東京都新宿区若松町３６番１３号 Modelia Colors ３Ｆ
ソシオメディア株式会社内

（定款に定めのない事項）

第 52 条 この定款に定めのない事項については、すべて法人法その他の法令の定めるところによる。

以上、一般社団法人人間中心社会共創機構を設立のため、設立時社員株式会社 U’eyes Design 外１名の定款作成代理人である司法書士大澤まどかは、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

令和４年５月２４日

設立時社員　　株式会社U'eyes Design

代表取締役　田平　博嗣

設立時社員　　早川　誠二

上記設立時社員２名の定款作成代理人

住　所　東京都新宿区新宿二丁目３番15号

氏　名　　司法書士 大澤 まどか